

山形県若者定着奨学金返還支援事業【産業団体等連携枠】

寄 附 申 込 募 集 要 項

山形県では、県内産業界への若者の回帰・定着の促進を図ることを目的として、大学等を卒業後に県内で居住・就業する学生の奨学金返還を県と産業界が一体となって支援する山形県若者定着奨学金返還支援事業【産業団体等連携枠】（以下「支援事業」という。）を実施します。

この事業の実施にあたり、以下に記載のとおり、特定の産業分野（業界・企業）の人材確保を目的とした寄附金（以下「人材確保型寄附」という。）又は県内産業界全体の人材確保を目的とした寄附金（以下「一般支援型寄附」という。）のいずれかの方法により、支援事業の財源を寄附して下さる産業団体及び企業等を募集します。

■ 支援事業の概要 [寄附登録から奨学金返還支援実施までの流れ]

- (1) 人材確保を図りたい業界団体や企業や、支援事業の主旨に賛同し、県内産業界全体の人材確保を支援しようとする企業、団体、個人が、「人材確保型寄附」又は「一般支援型寄附」のいずれかを、県に申込みます。
- (2) 県は、県内産業界の人材ニーズを踏まえ、大学等の在学者を対象として、卒業後に県内での居住・就業等の要件を満たした場合に助成対象者となる予定の学生（以下「助成候補者」という。）の募集・認定を実施します。
- (3) 県内の産業団体や企業が、県から提供される助成候補者の情報を基に、業界・企業の情報提供や人材採用のための活動を実施します。
これを受けて、助成候補者は、各業界や企業を研究し、就職活動を行います。
- (4) (3)の活動を経て、助成候補者が山形県内に居住し、かつ、登録者の指定した要件を満たして、各業界や企業に就業し、業界や企業を支える人材として定着（就業から3年間経過）します。
- (5) 県は、(4)の助成候補者を助成対象者として決定し、奨学金の返還支援を実施します。

※ 県への寄附金の納入時期は、「人材確保型寄附」は、各助成対象者に対する返還支援額が確定した時点（(5)の返還支援の実施段階）、「一般支援型寄附」は、県と寄附者の調整により決定した時点。

[支援事業の詳細については、別添「山形県若者定着奨学金返還支援事業【産業団体等連携枠】事業内容説明書」（以下「事業説明書」という。）に記載しています。]

以下、支援事業に係る寄附申込の募集に関して必要な事項を寄附の種別ごとに規定します。

I 人材確保型寄附

1 寄附者

県内の各産業分野（業界又は企業）の人材確保を図る産業団体又は企業で、事前に県に登録した者（以下「登録者」という。）

2 寄附金の使途

登録者が指定する県内の業種、職種又は企業に就業し、定着した若者に対する奨学金返還支援を実施するための財源として使用します。

3 寄附金の額及び寄附の時期

(1) 寄附金の額

登録者の指定する要件を満たした助成対象者に係る返還支援額の2分の1に相当する額

[助成対象者の就学歴別の金額の目安は、事業説明書に記載]

(2) 寄附の時期

助成対象者ごとに返還支援額が確定した時点（助成対象者の就業から3年経過後）とします。

4 登録者の要件

登録者は、人材確保を図ろうとする次のA又はBのいずれかに該当する者で、かつ、(1)から(5)の登録資格をすべて満たす者とします。

A 山形県内に事業所を有する法人又は個人事業主（以下「県内企業等」という。）

B 県内企業等を中心とした共同体組織又は県内企業等を支援する団体（以下「県内産業団体」という。）

≪登録資格≫

(1) 事業説明書記載の支援対象分野に関する事業を実施していること。

(2) 県内企業等の場合、事業説明書記載の助成対象者の要件を満たす者を、正規雇用の従業者として山形県内の事業所において長期間継続して雇用する予定があること。

(3) 県内産業団体の場合、各団体が人材確保を推進する県内企業等又は業種への助成候補者の就業及び定着が円滑に行われるために必要な調整、事務等を行うことができること。

(4) 国税及び地方税のいずれの税目についても滞納がないこと。

(5) 次の①から⑨のいずれにも該当しないこと。

① 法令に基づき、労働保険及び社会保険に加入する義務があるにもかかわらずこれらに加入していない、又は、これらに係る保険料等を滞納している者

② 過去1年間に労働関係法令に違反した者

③ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食営業又は射幸心をあおる行為等、公序良俗に反する行為に関与している者

④ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）である者

⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者

⑥ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等している者

⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

⑧ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑨ その他、本事業の信用を損なわせるおそれのある者

5 登録者の責務

(1) 登録者は、県が支援事業の共通の要件及び登録者が指定した要件を満たした助成候補者を助成対象者として、奨学金の返還支援を実施することを決定した場合、この返還支援に係る寄附金を、県から送付される納付書により県が指定する納期限までに納付するものとします。

(2) 登録者は、支援事業を適用する就業者の人数（以下「採用予定枠」という。）を予め県に登録し、採用枠に達するまで助成候補者の雇用、就業が達成されるよう努めるものとします。

(3) 登録者は、原則として、県に予め登録した採用予定枠を超えて助成候補者を雇用し、又は就

業させ、支援事業を適用する就業者とすることはできません。

ただし、助成候補者を雇用することが困難になった他の登録者に代わって雇用する場合等、事前に県と協議の上、県が特に認めた場合はこの限りではありません。

- (4) 登録者は、助成候補者の就業促進を図るため、業界・企業情報の提供、説明会、インターンシップの受入れ等、助成候補者が業界や企業を研究する機会の創出に努めるものとします。
- (5) 登録者は、助成候補者から各種証明書類の発行等、支援事業に係る手続きについて対応を求められた場合には、誠実かつ速やかに対応するものとします。
- (6) 登録者は、支援事業への応募者等に関する個人情報について、法令及び別記「個人情報取扱特記事項」の規定に従い適切に取り扱うものとします。

6 登録者に関する情報の公表

県は、登録者に関する情報（氏名又は名称、所在市町村、業種、URL、採用予定枠及び助成要件等）を、県のホームページその他の助成候補者の募集に関する資料において公表するものとします。

7 助成候補者の就業促進のための県の支援

- (1) 県は、登録者が助成候補者に対して業界・企業情報の提供、説明会、インターンシップの受入れ等を実施するにあたり、必要な支援を行うものとします。
- (2) 県は、(1)のほか助成候補者の就業促進を図るために必要な取り組みを登録者と連携して実施するものとします。

8 応募・登録

- (1) 応募書類 [正本1部及び副本（写し）1部の合計2部]
 - ① 人材確保型寄附登録申込書（別添 様式1）
 - ② 誓約書（別添 様式2）
 - ③ 履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの）
[法人以外の場合は、団体の規約又は税務署に提出した開業届の写し等、団体等の所在、事業目的等を証する書類]
 - ④ 直近期の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書）の写し
[法人以外の場合で決算関係書類の提出が不可能な場合は、税務申告書類の写し等、これらの書類に代わる財務状況を証する書類]
 - ⑤ 登録者の概要（企業、団体等の概要が分かる会社案内、パンフレット等の資料）
- (2) 応募書類の提出先
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号（山形県庁8階）
山形県 商工労働部 産業政策課 地域産業振興室
- (3) 登録決定
 - ① 応募内容を審査の上、登録の可否を決定し、応募者に通知します。
 - ② 応募者多数の場合は採用予定枠の調整をお願いする場合があります。
 - ③ 登録申込書記載の助成対象者の要件等について修正をお願いする場合があります。
- (4) 登録内容の変更、登録の取り止め
 - ① 登録後、登録内容に変更があった場合は、速やかにその旨を県に連絡してください。
 - ② 登録者が、4の登録者の要件を満たさなくなったとき又は登録継続の意思を失ったときは、速やかにその旨を県に連絡してください。

(5) 登録の取消し

次のいずれかに該当するときは、登録を取り消します。

- ① 登録者が県に提出した書類の内容に虚偽の記述があったとき。
- ② 4の登録者の要件を満たさないことが明らかになったとき。
- ③ 法令に違反する等、登録者として著しく不適当であると認められる状態に至った、又はその状態にあることが判明したとき。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 登録者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 登録者は、支援事業に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。支援事業に関する事務が終了し、又は登録が解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 登録者は、支援事業に関する事務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 登録者は、支援事業に関する事務を行うために、県から提供される以外の個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。県の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 登録者は、支援事業に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 登録者は、支援事業に関して知り得た個人情報を支援事業又は登録者の行う人材確保のための活動以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 登録者は、県の承諾があるときを除き、支援事業に関して県から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 登録者は、支援事業に関する事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、山形県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

第9 登録者は、支援事業に関して県から提供を受けた個人情報が記録された資料等について、県から指示があった場合は、直ちに当該資料を県に返還し、又は引き渡すものとする。

(調査)

第10 県は、登録者が支援事業に関する事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11 登録者は、上記の各事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、県の指示に従うものとする。

II 一般支援型寄附

1 寄附者

支援事業の主旨に賛同し、県内産業界全体の人材確保を支援する法人、その他の団体又は個人

2 寄附金の使途

業種や職種を限定せず、支援事業の要件を満たして県内産業界に就業・定着した若者に対する奨学金返還支援を実施するための財源として活用します。

3 寄附金の額及び寄附の時期

(1) 寄附金の額

1口あたり10万円とし、口数は何口でも可とします。

(2) 寄附の時期

県と寄附者の調整により決定します。

4 寄附の申込み

(1) 応募書類

一般支援型寄附申込書（別添 様式3）

(2) 応募書類の提出先

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号（山形県庁8階）
山形県 商工労働部 産業政策課 地域産業振興室

■ その他共通事項

（寄附金の税法上の取扱い）

(1) 法人税

地方公共団体への寄附金として、税額算定にあたり全額が損金に算入されます。

(2) 所得税

特定寄附金として、所得税の算定にあたり一定の金額が所得から控除されます。

※ 税法上の取扱いの詳細については、各地域の所轄の税務署に確認してください。

お問合せ先

山形県 商工労働部 産業政策課 地域産業振興室
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
電話 023-630-2360 / FAX 023-630-2128